

2016年度 事業報告

自 2016年4月1日

至 2017年3月31日



日本国際社会事業団について

社会福祉法人日本国際社会事業団（International Social Service Japan：通称 ISSJ）は1952年（昭和27年）に日米孤児救済合同委員会として、親の養育を受けられない子どもを国籍の異なる養親家庭に委託する国際養子縁組を始めました。1959年（昭和34年）にその活動が認められ、厚生労働省認可の社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。時代の変化にともなう福祉ニーズの移り変わりに応じながら、社会福祉の専門家による国際福祉活動を行っています。



1950年代、ISS 日本支部となった頃
養親を待つ子どもたちと

- 1952年 日米孤児救済合同委員会として発足
国際養子縁組の支援を開始
- 1955年 International Social Service (ISS) 日本支部となる
- 1959年 厚生省認可の社会福祉法人日本国際社会事業団となる
- 1979年 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 委託を受け難民支援事業開始
- 1994年 フィリピン社会福祉開発省 (DSWD) と業務協定締結
- 2014年 外務省委託を受け面会交流支援事業を開始

◆ 国際ネットワーク ◆



第一次世界大戦は、国境を越えて離散した家族や大量の難民・避難民を生み出した。International Social Service (ISS) は1924年、家族と子どもの福祉を守るために設立されました。国連経済社会理事会（ECOSOC）および国連児童基金（UNICEF）の諮問機関でもあります。本部はスイスのジュネーブにあり、支部は15か国、通信員は110ヶ国におかれています。ISSJ は日本支部として、本部、支部、通信員と連携しながら二か国以上に関わる福祉問題の支援活動を行っています。

2016年度（平成28年度）

ISSJ 活動報告

社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan

理事長 大槻弥栄子

社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ）の2016年度事業報告書をお届けいたします。

ISSJは、子どもの最善の利益を常に念頭に置いて活動を続けてまいりました。

子どもを取り巻く環境は以前にも増して変化が著しく、厳しくなっていると感じます。家庭で暮らすことができず、乳児院や児童養護施設で暮らす子どもの数は約3万人。虐待を経験したり、1年以上親と会えていない子どもも少なくありません。日本の子どもの貧困率は13.9%で、OECD36カ国の平均（2014年13.3%）を上回っています。また、グローバル化が進むにつれて日本で暮らす外国籍家族も増加しています。家族のあり方や生活上の課題が多様化するなかで、既存の法制度や支援の枠組みから取り残されてしまうケースもあります。

子どもは、私たちが思う以上に周囲を気遣い、自分がどうすべきか考えています。置かれた環境下で、声をあげられないときもあります。

ISSJは、65年以上前より今日に至るまで、子どもが生まれ育った環境や国籍などによって不利な立場に置かれることのないよう活動してまいりました。一人でも多くの子どもが家族と安心して暮らし、成長できるよう、私たちは息の長い支援を続けています。

2016年度のISSJの活動は、日本財団、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、福祉医療機構（WAM）、東京都共同募金会さまからの補助金や助成金、団体会員の東洋埠頭株式会社、実践倫理宏正会、三菱マテリアル株式会社、多くの皆さまの個人会費や寄付金によって支えていただきました。また厚生労働省、外務省、法務省、大使館、家庭裁判所、児童相談所、乳児院、児童養護施設等のご協力も大きな支えとなっています。この一年間の皆様からのご支援に、役職員一同心より御礼申し上げます。

目 次

2016年度 ISSJの活動 4つの柱.....	1
I 相談援助事業.....	2
1. 養子縁組	
(1) 子どものための養子縁組—特別養子縁組・普通養子縁組	
(2) 家庭調査・適応調査依頼—外国機関より	
事例① 赤ちゃん縁組	
(3) 養子縁組後の支援—ルーツ探し	
事例② 実母・兄との再会	
(4) 親族養子縁組	
事例③ タイからの連れ子養子縁組	
2. 国際離婚・別居に伴う親子の面会交流支援.....	7
(1) 子どもが親と交流する権利を保障する面会交流	
(2) 子どもの心のケア	
事例④ 面会交流支援	
3. 無国籍状態の子どもの国籍取得支援、帰国支援.....	9
事例⑤ 国籍取得とフィリピンでの家族再統合	
4. 難民および難民申請者への相談支援.....	11
(1) 日本に暮らす難民・難民申請者へのソーシャルワーク	
事例⑥ 難民の家族呼び寄せ	
(2) 収容施設でのカウンセリング	
(3) 難民コミュニティ支援	
II 調査研究・研修・勉強会.....	13
1. 「子どもの家庭養護推進のための福祉現場ネットワークづくり」	
2. 難民保護に関するドイツ調査報告	
3. 面会交流に関する研修	
III 法人活動状況.....	15
IV チャリティ・広報活動.....	17
1. ISSJ チャリティ映画会・バザーの開催	
2. チャリティコンサート開催	
◆ 広報活動 ◆	
ニュースレター『Intercountry』発行 パンフレットリニューアル	
V 参考資料.....	19
VI 補助金・助成金完了報告.....	20
VII 会計報告.....	21
VIII 御礼.....	22
IX お知らせ.....	23

2016年度 ISSJの活動 4つの柱

◆ 養子縁組

生まれた家族のもとで育つことができないとき、子どもは養子縁組によって新たな家族を持つことができます。ISSJの養子縁組は1952年から続く、子どものパーマネンシー（恒久的な家庭で育つこと）を保証するための取り組みです。ISSJの養子となる子どもの平均年齢は5歳。多くは乳児院・児童養護施設に入所していて、実の家族と暮らすことが難しい子どもたちです。2016年度も養子縁組によって新しい家族が誕生し、子どもたちの笑顔を見ることができました。

◆ 面会交流支援

親の離婚によって、子どもと、別居した親との関係が断絶しないように、定期的な面会交流を支援しています。私たちソーシャルワーカーが間に入ることで、子どもと父母が安心して交流時間を過ごすことができるようになります。ISSJは主に、国際結婚の破綻により別居した子どもと親との面会交流支援を行っています。

◆ 子どもの国籍取得

日本で生まれ、母国での出生手続がなされなかったため、無国籍状態になっている子どもたちの国籍取得を支援しています。国籍がないと、成長したときに進学、就職、結婚などのライフイベントで大きな障壁にぶつかります。国籍取得の手続きは複雑ですが、多くの場合は手順を踏んで回復することが可能です。

◆ 難民支援

日本で暮らす難民・難民申請者、とりわけ子どもと家族が、日本社会で少しでも安心して暮らせるように支援をしています。生活・医療・教育・就労などの生活の場面で多くの人々と連携しながら、個人や家族、コミュニティが本来もつ力を発揮できるよう環境調整を行います。



Ⅰ. 相談支援事業

1. 養子縁組

(1) 子どものための養子縁組 —特別養子縁組・普通養子縁組

ISSJは、一人でも多くの子どもがあたたかい家庭で愛情を受けて成長できるよう、養子縁組を支援しています。虐待等を理由に社会的養護が必要とされる子どもは約4万5千人、そのうち乳児院および児童養護施設に暮らす子どもたちはおよそ3万人にのぼります（平成27年7月厚生労働省 社会的養護の現状について(参考資料)）。より家庭的な環境で子どもが養育されるため里親への委託が推進されていますが、家庭養育の機会を得ている子どもの数は依然として低いのが現状です。

2016年度も ISSJ は児童相談所から子どもの照会を受け、子どもの個別ニーズを探り最善のマッチングをするための児童調査を実施しました。また、17件の養親候補者の家庭調査を行ないました。子どもを委託した後は、様々な関係機関と共に国籍の異なる養子と養親が新しい家族として暮らすための支援をすることが必要になります。2016年度は委託後の適応調査（家庭訪問）を10回行ないました。ISSJのソーシャルワーカーは、適応調査の実施だけでなく、養親家庭を取り巻く関係機関（児童相談所や学校、病院など）とも情報を共有して、支援の輪を広げるように努めました。2016年度は社会的養護下にある子どもを家庭で育てたいと考える日本人夫妻からの相談が増えました。



2016年 養子縁組事業実績

養子縁組問合わせ件数	226件
支援した件数	113件
オリエンテーションの実施件数	18件
養親候補者の家庭調査	17件
児童相談所・養護施設訪問 (児童調査を含む)	8回
養子縁組成立件数	5件
委託後の適応調査	6回
外国機関から委託された適応調査	4回

子どもの家庭養護に関する法制度 2016年度の動き

5月 児童福祉法の改正

国・地方自治体の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進が理念として明確に掲げられ、これまで民法の中で取り扱ってきた養子縁組を福祉の中に位置づけました。具体的には、児童相談所(児相)の業務に、里親の支援や養子縁組の利用促進に向けた相談などを加えました。(一部を除いて2017年4月より施行)

12月 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(養子縁組あっせん法)成立

養子縁組を行なう民間事業者を許可制とし、児童相談所と民間団体は相互に連携・協力することが明記されました。「子どもの利益」に沿った適正な養子縁組の促進につながることを期待されています。(一部を除いて2017年4月より施行)

(2) 家庭調査・適応調査依頼 ー外国機関より

養子を迎えようとするとき、日本に滞在している外国人が本国の裁判所に親族の養子縁組を申し立てる場合は、日本において家庭調査や適応調査が必要となります。ISSJ は本国の裁判所や福祉当局の依頼を受け、日本在住の養親希望者の家庭調査や養子を迎えた家庭の適応調査を実施しました。養子縁組事業は、相談業務に加え、海外からの養子縁組に必要な調査などに広がりを見せています。

養子縁組支援における関係国

アメリカ	エチオピア	スリランカ	ブラジル	ルーマニア
イギリス	オーストラリア	タイ	フランス	ロシア
イタリア	カナダ	ドイツ	ポーランド	韓国
インド	シンガポール	ハンガリー	マレーシア	台湾
インドネシア	スウェーデン	フィリピン	メキシコ	中国

養子縁組のプロセス



養親と養子の国籍が異なる養子縁組

ISSJに登録された養親候補者は国際結婚した夫妻や外国人夫妻が多く、その場合、養親と養子の国籍が2か国以上にまたがる国際養子縁組となります。国際養子縁組は養親となる者と養子となる者それぞれの出身国の養子縁組法が定める要件を満たす必要があります。養子となる子どもが法的にも家族の一員として安定して暮らすためには、養親と養子それぞれの国で有効な養子縁組手続きを行う必要があります。

ISSJは児童の権利に関する条約と、ハーグ国際養子縁組条約の理念に則って養子縁組の実務を行なっています。子どもにとっての負担を最小限にするため、国内在住の養親候補者にマッチングをする「国内委託」を優先しています。

子どもの権利に関する条約

第21条 締約国は、児童の養子縁組にあたり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、児童の養子縁組が権限のある当局によってのみ認められることを確保する。

ハーグ国際養子縁組条約(「1993年国際養子縁組に関する子の保護および協力に関する条約」)

養子となる者、実親、養親となる者を養子縁組の当事者と定め、この3者の立場を守りながら、国内の養子縁組体制の充実を図り、条約締約国間で国際的に認められた養子縁組の規則と手続きを確立することを提唱しています。

事例① 赤ちゃん縁組

ISSJはある妊婦さんについて児童相談所から照会を受けました。その女性は家庭の事情で生まれてくる赤ちゃんを育てられないと考えましたが、誰にも相談できず未受診のまま過ごしていました。しかし妊娠を周りに隠し続けることが難しくなったため、児童相談所に相談をし養子縁組の検討をはじめました。父親と思われる男性は外国人のため、児童相談所はISSJにケース照会をしました。ISSJは赤ちゃんが生まれてから改めて母親の意思確認をすることにしました。

1か月後に赤ちゃんは生まれ、母親となった女性はその子どもに名前をつけました。しかし、養子縁組の気持ちは変わらず、退院と同時に赤ちゃんは乳児院に預けられました。

ISSJのソーシャルワーカーは母親の家を訪問し、養子縁組手続きについて説明しました。手続きには母親の協力が欠かせないことを伝え、母親の家族歴、成育歴、生まれてきた子どもへの思い、その子どもを迎える養親に伝えたい思いなどを聞きました。ソーシャルワーカーは乳児院で子どもにも会い、担当保育士に子どもの様子を確認しました。

その後、赤ちゃんを日本に住む外国人の養親候補者とマッチングしました。その候補者には2人の子どもがいましたが、家庭を必要とする子どもを家族に迎えたいとISSJに申請していました。候補者に子どものマッチングを伝えたときは、驚きと喜びを隠せない様子でした。面談でソーシャルワーカーが母親の赤ちゃんと言親候補者に対する思いを伝えると、涙を流しな

がらその話を聞いていました。

養親候補者の夫婦は実子と共に乳児院へ行き、家族として赤ちゃんを迎えるための準備として、約10日間を赤ちゃんとお過ごしました。この期間にお食い初めの日を迎え、施設職員の皆さんが鯛のお膳を用意して、新しい家族の初行事を一緒に祝ってくれました。実子たちは始めこそ緊張して少し離れたところから赤ちゃんの様子をみていましたが、次第に赤ちゃんのために哺乳瓶の準備をしたり、抱っこをしようとしていたり、ほほましい姿が見られるようになりました。

同居開始後半年の間に、ソーシャルワーカーは3回家庭を訪問し適応調査をおこないました。養父母は赤ちゃんの育児で忙しいながらも、赤ちゃんが家族に新しい喜びをもたらしてくれたと幸せそうに語っていました。実子たちもきょうだいとなった赤ちゃんと一緒に遊んでいました。半年を経た現在、ISSJはこの家族の家庭裁判所への養子縁組申立手続きを支援しています。



(3) 養子縁組後の支援 — ルーツ探し

養子縁組は子どもと養親とをマッチングして終わるものではありません。ISSJ は養子となった子ども、養親となった親、子どもを手放した実親にとっても、養子縁組とは一生向き合い続ける、終わりのないプロセスであると考えています。ISSJ には、ときに養子となった者の子どもや孫からも家族のルーツを知りたいという相談が寄せられます。養子縁組によって命のバトンが受け継がれると、受け継いだ者はその命がどのように誕生し、どのようにして受け継がれたか、という物語を知りたいと思います。こうした当事者ひとりひとりの問いに向き合い、必要な記録や情報を探し出し、それぞれの思いに応える「ルーツ探し」を支援することは、養子縁組団体の大切な役割であると考えています。

2016年度 ルーツ探し支援件数

問い合わせ件数	31件
支援件数	6件

事例② 実母・兄との再会

ISS ドイツ支部からドイツ在住の男性 A さんのルーツ探しを支援してほしい、という依頼を受けました。ISSJ は1976年に当時1歳だった A さんを日本在住のドイツ人夫妻に委託し、養子縁組を支援していました。A さんはすでに養親を亡くしていましたが、ドイツ人の妻と4歳の息子と一緒に暮らしていました。実の母と兄に会いたいというのが、A さんの願いでした。

まず ISSJ に保管されていた児童調書を英訳し、ドイツ支部を通じて A さんに送付しました。実の母が子どもの幸せを願って養子縁組という選択をしたという記録を確認した A さんは大変喜び、実の母との再会を強く望むようになりました。A さんの依頼を受けた ISSJ は、「養子に出した男性からメッセージを預かっているのでぜひ連絡をください」と記した手紙を母へ郵送しました。しばらくして母は友人に伴われて ISSJ を訪れ、A さんを養子に出した後の自身の半生とすでに他界している A さんの実の父の半生を語ってくれました。ISSJ は母が語った内容を記録にまとめ、母の写真と母から預かった実の父の写真を添えて、A さんに送りました。

母によって新たにもたらされた情報と実の父の写真を受け取った A さんは、母に会いに来日する決心をしました。母も日本を訪ねて来てくれるのであれば、ぜひ再会したい、と応じました。2016年11月、A さんは妻と息子を伴って来日を果たしました。ISSJ の事務所で再会をした母と A さんは、手を取り合い

ながら40年ぶりの再会を喜び合いました。

幼少期を養親とともに日本、アフリカ、ヨーロッパ諸国で過ごした A さんはドイツ語と英語を話すことができました。ISSJ のソーシャルワーカーは通訳としても、母と A さんとの交流をお手伝いしました。翌日には、ソーシャルワーカーは母と A さんとともに、A さんの長兄（母の長男）に会いに出かけました。長兄も弟との再会を心待ちにしていました。兄は戸籍から弟である男性の存在は知っていたものの、親からは何も知らされていなかったそうです。しかし、少年時代には同じようなハードロック音楽を好んで聞いていたこと、スポーツ観戦が好きなことなど、短い再会時間のなかでも多くの共通点を見出し、親近感を覚えたようでした。

別れ際に A さんが母にまた来日することを約束すると、母はまた息子に会える日まで、元気に暮らすことを約束していました。



(4) 親族養子縁組

外国人配偶者の実子や親族を日本人配偶者が養子に迎えるためには、外国の養子縁組機関の許可を得てその国に住む子どもが日本に移住し、日本の家庭裁判所等に養子縁組を申し立てる手続きが必要となります。

ISSJ は長年、日本在住の日本人とフィリピン人またはタイ人の夫妻が、フィリピンまたはタイにいる実子や親族の子ども（姪・甥・孫など）と養子縁組を希望する場合、フィリピンまたはタイの中央当局への国際養子縁組申請を支援してきました。2015年2月以降は、フィリピンの中央当局（ICAB：Inter-Country Adoption Board）の養子縁組承認手続きに変更があり、ISSJ は情報提供のみの支援にとどまっています。

2016年度は、タイの児童養子縁組法に基づきタイ人の未成年者が外国人の養子になる場合の養子縁組申請を支援しました。ソーシャルワーカーは家庭調査や児童調査を実施し、国際養子縁組中央当局であるバンコクの児童養子縁組センター（Child Adoption Center）へ調査報告書や必要書類を提出しました。

2016年 親族養子縁組 支援実績

問合わせ件数	74 件
支援件数	37 件
オリエンテーションの実施件数	5 件
養親候補者の家庭調査	7 件
養子縁組成立件数	4 件

事例③ タイからの連れ子養子縁組

日本で暮らす日本人夫とタイ人妻が、妻の実子（連れ子）をタイ方式で養子縁組することを希望しました。この子どもはタイ人妻が未婚で産んだ子どもでした。この子どものパスポートやタイの住居登録証の氏を日本人夫の氏に変更するためには、児童養子縁組センターの許可を得て、タイの市役所で養子縁組登録を行う必要があります。そのため、日本人夫とタイ人妻は、児童養子縁組センターに妻の子どもとの養子縁組を申請することにしました。

ISSJ はこの夫妻の家庭調査と妻の子どもの児童調査を実施しました。それぞれの調査報告書と夫妻がそろえた必要書類を児童養子縁組センターに提出し、養子縁組審議会の審査結果を待ちました。同センターに申請後、児童養子縁組センターの審議会が養子縁組を許可するまでの期間は、半年から2年と幅があります。ISSJ のソーシャルワーカーは児童養子縁組センターの担当者に定期的に問い合わせをして、少しでも早く養子縁組を許可してもらえるように働きかけました。

養子縁組審議会が養子縁組を許可すると、養子縁組センターが発行した養子縁組許可通知書がタイの外務省を經由して在日タイ大使館に届きます。日本人夫、タイ人妻、子どもはタイ大使館に出向いて養子縁組登録手続きを行い、タイ大使館が発行する「養子縁組登録証」を取得しました。夫妻は次回タイに里帰りするときに、この「養子縁組登録証」をタイの市役所に提出し、子どもの住居登録証の氏変更を行うことにしています。住居登録証の氏変更ができれば、子どものパスポートの氏も日本人養父の氏に変更することができます。



2. 国際離婚・別居に伴う親子の面会交流支援

(1) 子どもが親と交流する権利を保障する面会交流

面会交流とは、離婚・別居により子どもを養育・監護していない親と子どもと一緒に時間を過ごすことです。子どもが離れて暮らす親と交流する権利を保障するもので、父母の話し合いや家庭裁判所の調停、または審判により、面会頻度や実施方法を定めることもあります。

2016年度、ISSJ は13家族の面会交流を支援しました。実際に面会交流支援を実施した事案では、面会交流前の父母との日程調整、当日の立ち合い、交流後の振り返り等を行ないました。国際離婚・別居をした家族の事案が中心で、北米や南米の国々、ヨーロッパ、アジアなど幅広い国々が関係しています。2014年に面会交流を実施したのは3家族、2015年度は8家族で、年々件数は増加傾向にあります。これは当事者や司法関係者にも徐々にISSJの活動が知られるようになったためと考えられます。具体的な支援方法等の問い合わせだけでなく、「子どもと会いたいが連絡がとれない。どうすればいいか」といった相談も寄せられ、電話やメールでのカウンセリング、相談機関の紹介や同居親への連絡等を行ないました。

国際結婚・離婚の増加に伴い、面会交流に関する相談は今後も増えることが見込まれます。離婚・別居にともなう不利益から子を守るための国際的な取り決めとして、1980年ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面



に関する条約¹⁾）があり、外務省が中央当局となっています。ISSJは2014年度から外務省が援助する面会交流支援事業の支援機関となっています。2016年度は、外務省が開発したソフトウェアシステムを使用し、テレビ電話のように子どもと別居親が画面上で対面する「ウェブ見まもり面会交流」も実施しました。

2016年度 面会交流支援件数

面会交流相談回数	823回
問合わせ件数	32件
面会交流実施件数	13件
ハーグ条約にもとづく面会交流件数 (うちウェブ見守り面会交流件数)	8件 (2件)
ハーグ条約枠組外の面会交流	5件

(2) 子ども心のケア

国際離婚のケースでは、長く2か国間に別れて別居していたために親子間でも言葉が通じなくなっていたり、文化の違いによる誤解や批判によって子どもと別居親とのコミュニケーションが妨げられることがあります。ソーシャルワーカーは当事者の間に入り、通訳や文化的な背景の説明などを行いました。

面会交流の継続には、面会交流が子どもに良い影響を及ぼすことを子どもと同居する親が実感することも必要です。父と母の葛藤が高くと、面会交流が実現しなかったり頓挫してしまう場合もありま



面会交流につかわれるISSJの面接室

¹ 1980年ハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)

子どもを元の居住国から返還するための手続きや、国境を越えた親子の面会交流の実現のための締約国間の協力等について定めています。日本では2014年に発効し、外務省が中央当局になっています。2016年1月現在、世界93か国が締結しています。

す。離婚・別居という結果に至った親同士の対立は、本来ならば面会交流とは別の問題として解決をめざさなければなりません。子どもにとって親は、自己肯定感を育むうえで大切な存在です。面会交流支援では、子どもにとっての父親、子どもにとっての母親の存在を肯定的に受け止められるように配慮する必要があります。

現在の課題としては、面会交流を通して子ども自身にも期待や不安、交流後の気持ちの変化など様々な影響が生じている一方で、子どもたちが思ったこと、感じたことを素直に表出できる場が確保できていないことです。子ども自身がのびのびと安心して過ごせる面会交流を実現できるよう、実際に面会交流を実施する前に、父親、母親、支援団体を含む関係者で「子どものための面会交流」という共通の認識をつくる必要があります。文化や家族観などが異なるなかで、子どもにとって最善の利益とは何なのか、それぞれの立場を尊重しつつ、子どもを中心にいた面会交流の土台づくりができるよう、関係者と調整を重ねたいと考えています。

事例④ 面会交流支援

M君のお父さんは、F国で暮らしています。M君は両親の離婚をきっかけに、お母さんと一緒に日本に帰国することになりました。F国と日本は遠く離れているため、M君は以前のようにお父さんと会うことはできなくなりました。お父さんは外務省を通じた面会交流支援（上限4回）を受けた後、次なる面会方法を探していました。お父さんは弁護士を通してISSJに面会交流支援を依頼しました。お父さん、弁護士、M君のお母さんとISSJソーシャルワーカーで話し合った結果、日本でM君とお父さんは会うことになり、日程や当日の過ごし方などを調整して、面会交流の実施に至りました。

M君がお父さんに会うのは1年ぶりです。お父さんと会った瞬間、M君は照れくさそうに笑いました。M君はお父さんの顔を何度も繰り返し見ては笑顔になり、久しぶりに会えたことを喜んでいる様子です。しかし、時折ソーシャルワーカーに視線をおくることがありました。何かを確認するかのようなまなざしは、不安の裏返しかもしれません。ソーシャルワーカーが笑顔でうなずきながらM君に視線を返すと、またお父さんとの遊びに熱中しはじめました。

M君が日本に帰国したのは、3歳のときでした。現在では小学生になり、日本での生活が彼の全てになっています。M君はお父さんの母語（F国の言語）

は分からず、お父さんも日本語が分かりません。面会交流中、ソーシャルワーカーが通訳となり、二人のコミュニケーションを助ける必要がありました。M君は、お父さんから聞かれる質問に照れくさそうにしながらも、学校での様子、週末の過ごし方、飼っているペットの話などをしていました。お父さんは二人が好きなスポーツの話や、M君が生まれた時の話、そのときお父さんはとても嬉しかったことなどを、M君に伝えました。面会交流を重ねるうちに、M君は初日のようにソーシャルワーカーに視線をおくことはなくなりました。M君は父親の前で緊張したり、気恥ずかしそうにする様子もなくなり、自分の中の感情を素直に行動で表すことができるようになってきました。次に会うときは動物園に行きたい！と希望を伝えたり、今お気に入りのゲームを買ってほしい、とおねだりすることも忘れていませんでした。



3. 無国籍状態の子どもの国籍取得支援、帰国支援

ISSJは無国籍状態にある外国籍の子どもの国籍取得支援や、母親や親族の暮らす本国への帰国支援を行なっています。2016年度に寄せられた相談の多くはフィリピン国籍の取得に関わるもので、乳児院・児童養護施設の職員や、在日外国公館でISSJの支援を知った親や家族からのものでした。無国籍となった背景として、裁判で日本人の父親の認知が覆され戸籍から除籍となった事案や、母親が在日外国公館に子どもの出生届を提出していなかった事案などがありました。



2016年度 国籍取得・帰国支援件数

相談回数	81回
問合わせ件数	17件
支援件数	12件

外国人の親の所在が判明している場合は、届出が遅延した理由を宣誓供述書に記し、届出を受理してもらうことができます。ソーシャルワーカーは、大使館で出生の届出に必要となるパスポートや出生証明書の取得手続きについて説明し、必要に応じて書類の翻訳を行ないまし

た。外国人の親が所在不明の場合は、該当する大使館に親が行方不明となった経緯を説明し、外国人親のパスポート申請の履歴確認を要請するなどして、その子どもの出生の届出を受け入れることが適切かどうかを該当する大使館に判断してもらうことになります。児童相談所や入国管理局が、国籍を取得した子どもが本国の親族のもとに帰国する方針を立てた事案では、ISSJは本国の児童福祉当局に受け入れ家族の調査を依頼し、外国人未成年者の帰国に同行する付添人を選任するなどして、帰国手続きを支援しました。

新たな傾向として、2016年度は無国籍状態のまま成長して児童養護施設を退所した当事者からの相談が寄せられるようになりました。無国籍状態の当事者が結婚や認知の手続きを希望しても、無国籍状態であるために手続きができない事態に直面し、ISSJの電話相談につながりました。無国籍者が出産すると、その子どもも無国籍となる世代間連鎖が生じています。

ISSJは無国籍状態にある人が、少しでも早い段階で出生登録の手続きを出身国の在日外国公館で行えるよう、引き続き相談に応じていきます。

『無国籍状態』とは

子どもの国籍は、父または母の国籍国の法律、または出生した国の法律により決まります。外国人が日本で出産した場合、日本の役所に出生届を提出しただけでは生まれた子どもの国籍は得られません。母親または父親の出身国の在日外国公館に子どもの出生を届け出ることによって、はじめて子どもは親の国の国籍を取得することができます。

1954年の「無国籍者の地位に関する条約」は、「無国籍者とは、その国の法律の適用により、いずれの国によっても国民と認められていないものをいう」と規定しています。国籍は生活やアイデンティティなど、人の人生に大きく関わります。無国籍の状態が続くと出入国、婚姻、銀行口座の開設、携帯電話の契約などができず、それに付随した手続きも制約されるなど、日常の生活で様々な不便が生じることになります。

事例⑤ 国籍取得とフィリピンでの家族再統合

F 君は日本に滞在していたフィリピン人の母と欧州出身の父との間に生まれました。両親は結婚しておらず、F 君が生まれる前に父は本国へ帰国し、母も F 君が1歳になる前に F 君を友人に預けたまま行方不明となりました。困った友人は児童相談所に相談し、児童相談所は母の行方を捜すためフィリピン領事館に相談をしました。しかし F 君の出生登録はされておらず、無国籍状態にあることがわかりました。フィリピン大使館で出生登録手続きをしてフィリピン国籍を取得するためには、母と連絡を取る必要があります。児童相談所から ISSJ へ相談が入ったのはこの時です。

ISSJ がフィリピン領事館へ相談したところ、フィリピン領事館は母の所在確認を行い、母がフィリピンに帰国していたことがわかりました。ISSJ は母と連絡を取ることをことができました。母はフィリピンに帰国した後に結婚し、両親と夫、生まれたばかりの子どもと暮らしていました。フィリピン外務省から連絡を受けた母は、日本に置いてきた F 君とフィリピンで生活したいと強く希望し、日本へ迎えに行くことを考え始めました。

ISSJ は児童相談所の協力を得て、F 君がフィリピンで家族と一緒に暮らせるよう F 君の国籍取得手続きと帰国手続きを進めることになりました。

まずソーシャルワーカーはフィリピン社会福祉開発省 (DSWD: Department of Social Welfare and

Development) に、母、母の夫、母の両親が F 君の受け入れをについてどのように考えているか、また F 君の養育者として適切かどうかのアセスメントを依頼しました。一方で日本のフィリピン領事館に F 君の出生登録をし、母が日本に F 君を迎えに来られるよう書類をそろえ、F 君の渡航文書 (travel document) の申請を支援をしました。これらの手続きにおよそ2年の月日が費やされました。

来日した母は、児童相談所の職員と児童養護施設の職員と共に ISSJ の事務所に来所した F 君と、4年ぶりに対面しました。F 君が母とともにフィリピンに帰国すると、ISSJ は DSWD へ F 君の適応調査を依頼しました。2ヶ月後の調査報告書には、F 君は新しい環境にもなじんで、フィリピンの家族ひとりひとりと愛着関係を築いていると記されていました。ソーシャルワーカーは調査報告書を翻訳し、児童相談所と F 君が暮らした児童養護施設へ送りました。DSWD は引き続き F 君の適応を見守っています。



4. 難民および難民申請者への相談支援

(1) 日本に暮らす難民・難民申請者へのソーシャルワーク

日本における難民申請者数は2016年に1万人を超えました。申請から結果を得るまでは3年程度かかります。難民認定や人道配慮によって在留資格を得た後も、日本で暮らしていくことは容易ではありません。小さな子どもがいれば尚更です。母国での出来事がトラウマになり、逃れた先でもつらい経験があると心理的・精神的影響が大きくなり、それが身体に影響を及ぼす場合もあります。

ISSJには、医療が必要な人、生活上の困りごとがある人、子どもの学校のことで悩んでいる人などから相談が寄せられます。2016年度は認定を受けた難民の生活・教育・医療支援を行った他、地方に暮らす難民の家庭訪問を行って個別の相談に応じました。混乱の続くシリアから日本に逃れた方々も、親族や同郷の人たちで助け合いながら日本の各地に分散して暮らしています。ソーシャルワーカーは妻子呼び寄せが実現した家庭を訪問し、定住へ向けた生活上の手続きを中心に支援を行ないました。他にも、幼い子を残して父親が他界した家族、ドメスティックバイオレンス、母子家庭、生活困窮など、必要に応じてカウンセリングや医療へのアクセス支援、市役所での相談や手続きへの同行などを行ないました。ISSJは特に難民の社会統合に重点をおき、地域のなかで安心して暮らせるよう、中長期的な視野に立って支援を展開しています。

日本の難民受入れ(総数) 1978-2016年
法務省統計資料

インドシナ難民	11319人
第三国定住難民	123人
条約難民	688人
人道配慮による在留許可	2543人

ISSJ 難民・難民申請者相談支援件数(2016年度)

支援ケース数	300件
相談回数	1862回
入国管理局でのカウンセリング実施回数	124回
収容所訪問回数	25回
相談者の国籍	34ヶ国

事例⑥ 難民の家族呼び寄せ

Kさんは4年前に来日してすぐ難民申請をし、1年後には人道配慮により日本での在留が認められました。本国に残してきた妻と3人の子どもたちを呼び寄せられるよう働いて資金をため、4年の時を経てようやく日本に家族を呼び寄せることができました。

Kさんは母語の読み書きができず日本語の上達もゆっくりでしたが、必要な市役所や入国管理局での手続きに奔走し、また妻子が体調を崩す毎に仕事を休んで病院へ連れて行きました。Kさんの仕事の収入は不安定となり、相談に行ったUNHCRからISSJを紹介されました。

家族はKさんがかつて1人で住んでいた小さな部屋で暮らしていました。ソーシャルワーカーはKさんの家庭を訪問し、経済状況や家族の健康について話を聞きました。子どもたちは学齢期でしたが、学区の小学校では日本語ができない子どもを受け入れた

経験がなく、就学先が決まっていない状態でした。ソーシャルワーカーは通訳を手配し、市役所への相談に同行してKさん一家の来日背景や生活状況を説明しました。幾度かのやりとりの後、幸い日本語教室のある小学校で受入れが決まり、就学援助も申請することができました。また、子どもたちが日本で必要な予防接種を受けられるよう、保健センターで母子手帳の申請を手伝いました。

Kさんの収入は生活保護基準を下回っていましたが、妻子の在留資格は申請が認められず、保護が受けられるのはKさんのみです。経済的には困難な状況が続いているものの、Kさん一家の様子からは、家族とともに暮らす喜びが伝わってきます。学校とのやりとりなど、日々の暮らしで家族が直面する問題が尽きることはありませんが、Kさんはいずれより広い部屋を借りて引越すことを目標に働いています。

(2) 収容施設でのカウンセリング

空港で難民申請をしたものの上陸が認められなかった人や難民不認定となった人は入国管理局の施設に収容されることがあります。収容期間は明確にされず、1年を超えることもあります。

収容所という、隔離され情報も制限された生活と将来を見通せないストレスは、不眠、頭痛、胃痛、高血圧、嘔吐など、様々な形で体の不調として表れます。なかには幻覚や自傷行為などといった深刻な症状を呈する人もいます。ISSJ は国連難民高等弁務官事務所

(UNHCR) のパートナー団体として、収容されている難民申請者へのカウンセリングを実施しています。2016年度も茨城県牛久市にある東日本入国管理センター及び東京都港区にある東京入国管理局に、ソーシャルワーカーが月各1回の頻度で訪問し、1日6～7人の難民申請者から話を聞き必要な情報提供を行いました。カウンセリングでは難民申請の経緯、家族や日本における社会資源、心身の健康状態等を確認し、状況の整理をしつつ不安や訴えを傾聴しました。体調不良が著しい場合は入管の職員と話し合い、専門家に相談しました。



東日本入国管理センター入口の案内

(3) 難民コミュニティ支援

ISSJ は収容所訪問や個別のケースワークに加え、難民コミュニティのサポートを行っています。難民コミュニティとは、同国・同族出身の難民がまとまって一定地域に暮らし、相互の助け合いを行うことを意味します。例えば、東京都を中心に広がるミャンマーのコミュニティ、埼玉県のカルド人コミュニティ、群馬県のリヒンギアのコミュニティなどです。異国の地日本で生きることを余儀なくされている難民にとって、言葉や文化を共にするコミュニティはとても大切な拠り所です。一方で、難民コミュニティとそれを取り巻く日本社会との相互理解がすすまず、必要な支援につながらない可能性があります。

ISSJ は、とりわけ文化的・宗教的背景や言葉の問題などから日本社会との接触が少なく、声の届きにくい存在となっている女性たちに焦点をあててきました。地域の特色やコミュニティ内部の事情などはそれぞれ異なりますが、日本社会で暮らしていく上で、どのような困難を抱えているのか、そしてどのように解決していくことができるのか、当事者と共に考えることを大切にしています。

2016年度は、群馬県にある難民コミュニティの中で、かねてより高いニーズとしてあがっていた「女性のための日本語教室」の立ち上げに向け、地域の関係機関や関係者（市／区、県などの行政、地域の NPO やボランティアなど）と連携しながら具体的な実施計画を立てることができました。



関係者による公民館での話し合い 2017年1月

II 調査研究・研修・勉強会

1. 「子どもの家庭養護推進のための福祉現場ネットワークづくり」

独立行政法人福祉医療機構（WAM）助成事業

2016年度は「児童福祉法」の改正や「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（養子縁組あっせん法）」が制定され、子どもの家庭養護促進について注目される年となりました。一方で、養子縁組の現場では児童相談所による養子縁組と個人や民間団体による養子縁組がそれぞれの支援方法で行なわれており、相互の連携は進んでいない状態にあります。子どもの家庭養護を推進するために、本助成事業では養子縁組をおこなう関係機関の実務者レベルでの相互理解を深めることを目的としたネットワーク会議を開催しました。この会議は東京会場で2回、大阪会場で1回開催しました。計3回の会議では、厚生労働省や都道府県、児童相談所、学識経験者、施設関係者、養子縁組



の民間団体などをが参加しました。参加者からは民間団体の取り組みを知るよい機会になった、という意見が寄せられ、相互理解を促進する必要性を共有することができました。しかしこうした機会がほとんどないという声が依然として強く、今後もISSJは養子縁組の実践に関する情報発信を続けていきます。

アドバイザー：公益社団法人家庭養護促進協会大阪事務所理事 岩崎美枝子氏
日本社会事業大学専門職大学院准教授 宮島清氏

2. 難民保護に関するドイツ調査報告

日本財団助成事業

3月10日より1週間ドイツ5都市を訪問し、難民の社会統合についての調査を実施しました。政府機関、自治体、民間福祉団体での聞き取りや視察を行うとともに、難民支援に携わる関係者会議やボランティアへの勉強会にも参加しました。難民や難民申請者が住民としてどのように受け入れられようとしているのか、様々な視点から見ることができました。

2015年、欧州各国の難民受け入れの足並みがそろわないなか、メルケル首相が「ドイツは彼らに門戸を開きます」と意思表示したことで、難民がドイツに押し寄せました。それから1年以上が経った今回、「2015年に比べて難民の流入はゼロに等しい」という声をしばしば耳にしました。現在は、新規の難民申請者のみならず、既にドイツに暮らして数年経つ人々の社会統合へ向けた取り組みに重点が置かれていました。宗教や言語、抱える背景は大きく異なりながらも、同じ地域に生きる隣人として、どのように社会を創っていくことができるのか、ドイツ人も移民も難民も、全ての住民が同じ目線で語られていました。難民の社会統合を自らの社会の課題として日々向き合い続ける支援者の方々や市民社会に、覚悟にも似た力強さを感じました。

ドイツ調査 訪問先

- パダボーン
カリタス統合と移民のための専門サービス
カリタス難民のためのメンタルヘルスセンター
- ニュルンベルク
ドイツ連邦移民・難民庁 調査部門
ドイツ赤十字 難民宿泊施設、相談施設
- レーネ
労働者福祉協会（AWO）
移民と統合のための専門サービス
ボランティアグループ（Café International）
- カールスルーエ
親を伴わない未成年難民申請者のための宿泊施設
- ラール
市役所 社会・教育・スポーツ庁
難民宿泊施設管理課
多言語幼稚園



ラール市役所職員らと

3. 面会交流に関する研修

(1) 米国国務省主催国際ナショナルビジターリーダーシッププログラム参加

2016年12月4日から10日間、アメリカ国務省主催の国際ナショナルビジターリーダーシッププログラム（IVLP）に ISSJ ソーシャルワーカーが参加しました。これは米国国務省が主催する人材交流プログラムで、テーマ別にアメリカの専門家と直接意見交換する機会を提供し、その分野に関するアメリカの現状、背景、将来性について、理解を深めることを目的としています。



研修で訪れたアメリカ合衆国連邦裁判所

今回はハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の実践をテーマに、離婚や面会交流等の実務に取り組む弁護士や臨床心理士、大学教員、ソーシャルワーカー10名が参加しました。10日間で、ワシントン DC、マイアミ、ポートランドにある関係機関を訪問し、アメリカの裁判制度や家族法、離婚や親権、面会交流、家族再統合に関する専門家（判事、弁護士、心理専門家やソーシャルワーカーなど）との意見交換を行いました。ワシントン DC 郊外にある民間機関である National Center for Missing & Exploited Children（NCMEC）では、家族再統合をする際に子どもの心理にどのような影響を及ぼし、トラウマを抱えるのか、どのようなセラピーを行っているかといった専門家の話や当事者の貴重な声も聞くこともできました。各分野の専門家であるプログラム参加者からも様々な視点を学び、アメリカだけでなく日本の実務家同士のつながりもできました。国際離婚やハーグ条約にかかる面会交流等の支援に役立てていきたいと考えています。

(2) シンポジウムでの報告

◆ 外務省

6月に「ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）に係るアジア太平洋シンポジウム」が開催されました。公開セッションでは、『ウェブ見まもり面会交流』を国内で唯一実施している団体として ISSJ が報告を行いました。アジア太平洋地域の非締約国からも多数の関係者が参加し活発な議論が行われました。

◆ カナダ大使館

3月28日にカナダ大使館において「家族が離別した後の子の福祉」をテーマとするシンポジウムが開催されました。ISSJ も、現場からの報告として「面会交流支援」についてプレゼンテーションを行いました。

(3) 面会交流支援に関する意見交換会

◆ アメリカ大使館

10月に「国際的な子どもの問題に関する特別顧問」である国務省のスーザン・ジェイコブス氏が来日し、調停や家族の再統合における ISSJ の支援等について意見交換を行いました。

◆ ISS オーストラリア、外務省

3月に外務省ハーグ条約室の招聘で来日した ISS オーストラリアのアン・ウォルナー博士が、外務省職員と共に ISSJ 事務所を来訪し、面会交流支援について意見交換を行いました。ウォルナー博士は外務省でハーグプロセスが子どもの心身に与える影響や支援のあり方について講演し、ISSJ も参加しました。



アン・ウォルナー博士と 2017年3月

Ⅲ 法人の活動状況

1. 総括

2016年度は社会福祉法の改正（2016年3月成立、2017年4月1日施行）に伴って必要となる組織運営体制の変更に取り組みました。主な変更点は定款および組織運営体制です。役員・評議員の定数を変更し、翌年度4月1日より就任する評議員を選出しました。一方、組織基盤に関する法人の課題については継続的かつ重点的な取り組みが必要であると以前より認識されていました。そこで、役員・評議員は合同でプロジェクトチームを立ち上げ、中核事業の見直しと財政基盤強化のための現状分析を行いました。この活動と平行して、2016年1月よりパナソニック株式会社の助成支援を受け、第三者の協力も得て組織診断・組織基盤強化に取り組みました。この事業は上記プロジェクトチームの活動とも連動し、スタッフも含めてISSJの組織課題についてディスカッションを繰り返しました。改善に向けた取り組みの一環として、ビジョン・ミッション、ファンドレイジング、広報誌などの見直しに着手しました。

2. 役員・評議員の状況（2017年3月31日現在）

理事長 大槻 弥栄子

常務理事 石川 美絵子

理事 大森 邦子、梅田 勝利、吉永 通憲、犬塚 静衛、鳥居 淳子、前田 武昭、松本 哲郎、永坂 哲

監事 林 滋、山本一雄

評議員 アラン・ヴァクジャル、飯島澄子、池田千鶴子、梅田勝利、小野智彦、神田憲次、佐伯英隆、坂本光彦、滝永敏之、遠山明良、鳥居淳子、長島幸男、永坂哲、前田武昭、松本哲郎、御手洗美智子、山本進三、吉永しのぶ

《理事会・評議員会開催状況》

理事会 2016年5月、9月、11月、2017年1月、3月 （全5回）

評議員会 2016年5月、9月、11月、2017年3月 （全4回）

評議員選任・解任委員会 2017年3月 （全1回）

3. 事務局・ソーシャルワーカー（2017年3月31日現在）



2017年5月10日

石川美絵子、大場 亜衣、伊藤 寛子、井上 由香梨、榎本 裕子、近藤 花雪、塩瀬 正明、重藤 裕子、ステラ・オカンポス、伊藤サガー、江部由里、椎名 康恵、知本 哲郎、成毛 彩

（社会福祉士5名、精神保健福祉士1名）

4. ISS ネットワーク活動

(1)ISS 本部が開催する総会への参加

2016年4月6から7日にオーストラリア、メルボルンでISS ネットワークの総会が開催されました。ケースワークコーディネータ会議もあわせて開催されたため、日本支部代表としてISSJからは石川（当時事務局長）と榎本（ソーシャルワーカー）の2名が出席しました。総会では、ISS 執行部からの報告、会員制度の見直し、事業・経営戦略などについて話し合いました。総会前の2日間はメルボルン大学で開催された公開講座「Children and Families across Border（国境を越える子どもと家族）」において世界各地のISS 代表が公演を行いました。



(2)ISS 香港

6月に外務省主催で行われた「ハーグ条約に関わるアジア太平洋シンポジウム」に、ISS 香港のCEO、スティーヴン・ヤオ氏がパネリストとして招聘され、来日しました。その際にISSJを訪問し、スタッフとの意見交換を行いました。また、10月にはISSJから理事2名がISS 香港を訪問し、事業の視察、意見交換を行いました。



Panasonic NPO サポートファンド

本事業は、非営利の市民団体が第三者の視点を取り入れて組織の優先課題を抽出し、解決の方向性を見出すための取り組みをパナソニック株式会社が支援するものです。民間団体が社会課題の解決に取り組み、持続的に発展していくためには「組織の基盤強化」が欠かせません。ISSJでは、2016年12月末まで1年間の助成を受けました。

組織診断では、ISSJ の課題として社会への発信力、支援資金の拡大、事業戦略の明確化に課題があることが明確になりました。その結果を受けて組織基盤強化に取り組み、ウェブや広報誌などコミュニケーションのあり方を見直し、改善を図りました。また、寄付チラシを作成し、ファンドレイジングの取り組みにも着手しました。この事業を通じて、役員・スタッフは何度も話し合い、ISSJ の活動の意義を見つめ直しました。その過程で、関係者の問題意識や組織の結束も高まったといえます。その成果は、2017年3月にパナソニックセンター東京（東京都江東区）にて開催された成果報告会で発表する機会をいただきました。

企業のように営利活動を目的とはしないものの、説明責任やビジョンの明確化など今後も法人への要求は増えていくと思われます。ISSJ がさらに発展し、社会に役立つ組織として存在し続けられるよう、今後も変化を続けていきます。

Ⅳ チャリティ・広報活動

1. ISSJ チャリティ映画会・バザーの開催

毎年恒例となっている年2回のチャリティー映画会・バザーを、神保町の一ツ橋ホールで開催しました。開催日の約3ヶ月前より週に一度ISSJの事務所にボランティアが集まり、イベントの案内発送、参加券の発送・発送、バザー品の準備を行ないました。

チャリティバザーでは、障害のある方々の自立と社会参加を支援する福祉作業所さんに手作り製品を販売していただき、地域福祉とのつながりを深めることができました。

開催にあたり、多くの個人・団体からお力添えをいただきました。



	第72回チャリティ映画会・バザー	第73回チャリティ映画会・バザー
上映作品	エール！ (フランス 2014年)	黄金のアデーレ 名画の帰還 (イギリス・アメリカ合作 2015年)
来場者数	864名	851名
収益	2,309,888円	1,786,139円

チャリティ映画会・バザーを支えてくださった企業・団体

2016年度も、多くの方々に支えられてイベントを開催することができました。厚く御礼申し上げます。

映画選定・上映に関する調整

株式会社 東急レクリエーション

映画選定・参加券委託販売

岩波ホール

施設利用サービス

一般財団法人 日本教育会館

広報

ちよだボランティアセンター

文京区社会福祉協議会

日本女子大学社会福祉学科卒業生の会 みどり会

チャリティバザーへの品物ご寄付

オタフクソース株式会社 (ソース各種)

カルビー株式会社 (ポテトチップス、かっぱえびせん、フルグラ)

株式会社 モンスユ (子ども雑貨)

株式会社 川崎フロンターレ (オリジナルグッズ)

ラルフローレン株式会社 (チャリティスイーツバッグ)

参加券ご購入

東京ソソタクラブ

株式会社 柘製作所

桜東京パイロットクラブ

遠山偕成株式会社

株式会社 ペンギンライター

準備ボランティア

株式会社 クワバラパンぷキン (チャリティバザー搬入)

ラルフローレン株式会社 (イベント案内発送作業)

当日ボランティア

株式会社 クワバラパンぷキン

株式会社 東急レクリエーション

『お宝エイド』

TM コミュニケーションサービス株式会社

TM コミュニケーションサービス株式会社の『お宝エイド』は、お送りいただいたご家庭に眠る「お宝」を換金した金額を社会貢献のために生かす仕組みです。2016年度は26名の方からISSJのために品物をお寄せいただきました。

2. チャリティコンサート開催

1月7日(土)、弦楽四重奏カルテット・シスレーに ISSJ の活動にご賛同いただき、杉並公会堂にてコンサートを開催しました。第一部はチェロの加藤泰徳さんが進行役となって曲の解説がはいり、第二部はじっくりと音楽に聞き入れることができる構成。ISSJ の子どものための活動にちなみ、最後にはオリジナル曲「Magic Children」が演奏され、好評のうちにコンサートを終えることができました。ご協力いただいたカルテット・シスレーの門野由奈さん、桂川千秋さん、池辺真帆さん、加藤さんに、改めて御礼申し上げます。ISSJ では新たにシスレーのコンサートを企画しています。



チャリティイベント・参加者の声

参加者から

- 作業所さんの品物よかったです。
- いつもいい映画をありがとうございます。
- コンサートはデザート付きのフルコースのような満足感でした。

チャリティバザー参加 福祉作業所さんから

- 区外での販売会に参加することがほとんどなく、一般のお客様に製品を見ていただくいい機会になりました。
- スタッフやボランティアさんの協力があったので、利用者さんと一緒に参加できました。

当日ボランティアから

- ISSJの活動を知ることができました。
- 作業所さんのお手伝いできて楽しかったです。
- 他のボランティアの皆さんともフレンドリーに関わることができました。

広報活動

■ ニュースレター発行

ソーシャルワーカーの日々の取り組みやイベント情報を紹介し、より多くの方々に ISSJ の事業内容や日本の子どもの福祉の現状を知っていただくことを目的に、ニュースレター「Intercountry」を2回発行しました。ISSJのウェブサイトでも閲覧できます。

■ パンフレットリニューアル

組織基盤強化の取り組み (p.14-15) を反映させ、ISSJの活動をより分かりやすく伝えるために、パンフレットを更新しました。デザイン・印刷にあたり、NPO 法人コトハナさまよりご助言をいただきました。



V 参考資料

■ 相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	新規受付相談数	支援ケース数	支援・相談回数
養子縁組	226	113	1495
親族・ルーツ探し	25	31	207
子どもの奪取、面会交流など	32	22	823
出生登録、国籍取得、帰化申請など	17	12	81
難民問題	100	300	1862
在留資格など	7	8	172
結婚/離婚問題、手続きなど	8	4	40
児童虐待・ネグレクト	1	5	37
医療/精神保健問題	0	13	34
就学・教育	2	2	5
就労支援	0	12	0
貧困・生活保護など	6	0	6
認知	0	1	0
収容問題	1	0	0
情報提供、他機関紹介	12	2	21
その他	13	5	53
合計	450	530	4836

■ 相談・問い合わせ照会機関

	件数
本人、家族、友人、知人など	289
国際機関－UNHCR、国際赤十字、アムネスティなど	14
ISS本部・支部	9
在日各国大使館、DSWD、在日米軍内施設など	40
ICAB、Child Adoption Center など	1
国内団体－RHQ、JAR、家庭養護促進協会など	17
各省庁－外務省・厚労省、法務省・入国管理局など	12
家庭裁判所・地方裁判所	5
都道府県庁・児童相談所など	16
市区町村役所・福祉事務所など	4
弁護士会、法テラス、弁護士、司法・行政書士など	9
病院、診療所、薬局など	2
幼稚園・保育所、小・中・学校	1
その他	31
	450

■ ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国と地域は次の67カ国です。

アフガニスタン、アメリカ、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、イギリス、イタリア、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、エジプト、エチオピア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、ガーナ、カナダ、カメルーン、カンボジア、ギニア、ケニア、コートジボワール、コソボ、コロンビア、コンゴ、シリア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スーダン、スペイン、スリランカ、セネガル、ソマリア、タイ、タンザニア、チュニジア、チリ、ドイツ、トルコ、ナイジェリア、ニュージーランド、ネパール、パキスタン、パラグアイ、パレスチナ、ハンガリー、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、ポーランド、マリ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオス、リベリア、ルーマニア、ルワンダ、ロシア、韓国、台湾、中国

VI 補助金・助成金完了報告

以下の事業は目的どおりに完了したことをご報告します。

	補助・助成事業名	補助金額
公益財団法人日本財団 	『国境を越えて移動する子ども、家族のための相談援助』 日本在住の無国籍児・外国籍児のための国籍取得・家族再会支援、国際結婚の破綻に伴う未成年者の家族再会支援、定住難民・難民申請者への福祉的支援をおこないました。	¥10,780,000
	『社会福祉を基盤とする養子縁組相談援助』 子どもの福祉のため相談援助事業を強化し、子どもの委託後の支援体制づくり、ルーツ探し支援をおこないました。	¥5,920,000
国連難民高等弁務官事務所(UHCR)	『Enhancing Asylum Space in Japan/Supporting Individual Social/Psychological Well-being and Enhancing Community Support』	¥1,687,480
東京都共同募金会	『養子縁組に関する記録の電子データ化推進事業』	¥1,000,000
独立行政法人医療福祉機構 (WAM)	『子どもの家庭養護促進のための福祉現場ネットワークづくり』	¥2,920,000
Panasonic NPO サポートファンド	『子どものための社会福祉：持続可能性に向けた組織基盤強化』	¥1,500,000

VII 会計報告

事業活動	収入	会費収益		1,090,000
		団体会員費	420,000	
		個人会員費	670,000	
		寄付金		13,300,842
		指定寄付金	4,104,794	
		一般寄付金	4,612,689	
		催物寄付金	4,583,359	
		補助金		3,256,731
		国連難民高等弁務官事務所	1,687,480	
		外務省ハーグ条約室	569,251	
		助成金		21,120,000
		公益財団法人日本財団	16,700,000	
		Panasonic NPO サポートファンド	1,500,000	
		独立行政法人医療福祉機構 (WAM)	2,920,000	
	合計			38,767,573
	支出	人件費		5,544,252
事業費		1,486,725		
事務費		4,235,380		
減価償却費		80,498		
その他事業費		28,805,951		
合計			40,152,806	
事業活動収支差額			-1,385,233	
事業活動外	収入	雑収入	1,691,565	
	支出	雑損失	0	
	事業活動外収支差額		1,691,565	
当期活動増減差額			306,332	
前期繰越活動増減差額			13,077,772	
次期繰越活動増減差額			13,384,104	

VIII 御礼

2016年度も多くの企業、団体、個人の方々に支えられて活動をすることができました。役職員一同、厚く御礼申し上げます。

◆ 個人会員・団体会員・一般寄付者名（敬称略・五十音順） ◆

相原 稚椰子、安達 由喜子、荒川 俊介、安在 美佐子、飯田 節子、五十嵐 千恵子、池田 良子、伊佐山 治子、市川 正司、伊藤 裕司、伊藤 陽子、犬塚 静衛、上原 伸子、上村 由三子、内田 貴美子、内田 京子、梅田 和信、梅田 勝利、大池 レエナ、大槻 弥栄子、大島 賢三、大谷 リツ子、大野 隆、大野 佳男、大森 邦子、岡田 まき、小澤 容子、小田 垣陽子、折本 徹、飼手 和子、鹿島 真知子、片岡 寿子、金子 のぶ、金田 健史、川崎 和子、川原 浩子、菊池 緑、岸田 節子、倉内 欣江、小泉 隆子、小館 静枝、小林 紀子、近藤 勢津子、斉藤 季志子、齊藤 淑子、佐伯 秀隆、嵯峨 明美、坂野 利江子、阪本 晴美、坂本 光彦、櫻井 奈津子、櫻木 康裕、笹田 美恵子、佐藤 道代、佐藤 康仁、澤村 洲子、澤村 美佐子、椎名 康恵、塩道 美由紀、重井 徳子、篠原 裕子、柴田 英子、島袋 洋子、菅原 善昭、鈴木 章江、鈴木 榮子、鈴木 淳子、鈴木 智恵子、鈴木 陽子、関口 彩子、高島 有終、高瀬 正枝、高田 早江子、高橋 タイ、高橋 恒久、高久 京子、竹内 佐智子、田中 順子、田中 むつ子、田辺 千鶴子、千葉 秀哉、鳥居 淳子、鳥海 保子、鳥海 有紀、床谷 文雄、戸田 律子、内藤 信子、長岡 信江、永坂 哲、中島 恵子、中島 俊子、中橋 恵子、中村 紀子、中山 邦子、成瀬 安希子、西 敬子、西川 和子、丹羽 裕子、野尻 信江、八住 美奈子、林 貞行、林 滋、林 千代、林 美紀、早野 尚子、原澤 政純、平田 美子、平田 きよ子、廣瀬 信子、福土 敬子、古谷 佐智子、古谷 孝子、細井 純子、保々 敬子、本田 八恵子、前田 武昭、増田 玲子、松浦 今子、松尾 やよい、松田 修典、松本 佑子、的場 理恵子、右谷 孝子、三坂 昌代、御手洗 美智子、宮本 典夫、村田 恵子、森谷 康文、諸星 正恵、矢澤 香織、安田 聖子、柳内 佳久子、山崎 喜美子、山下 恒子、山本 光子、湯沢 雅彦、横田 雅史、吉田 サヨ、吉永 しのぶ、吉永 真美子、吉永 通憲、龍 紀子、脇山 伊津子、渡邊 啓、渡邊 正子、株式会社アルテップ、呉市赤十字奉仕団 小村 美子、桜東京パイロットクラブ、実践倫理宏正会、真如苑、東京京浜ロータリークラブ、東洋埠頭株式会社、日本女子大学みどり会、三菱マテリアル株式会社、MAYA、雪ヶ谷化学工業共栄会、匿名希望

◆ ISSJ 催物委員会の活動 ◆

年2回のチャリティ映画会・バザーは、「ISSJ 催物委員会」の委員として活動してくださっているボランティアの方々が企画運営を行なっています。上映作品の選定、参加券の販売、チラシやチケットの発送、バザーの企画、商品の準備、映画会当日の販売などの作業を進めてくださいます。催物委員に加え、手作り作品の提供、当日のバザー販売など幅広いボランティアネットワークによってチャリティ映画会が支えられています。

2016年度は以下の皆様にお世話になりました（敬称略、五十音順）。

催物委員会委員

川村 庸子、中山 八枝子、白鳥 和美

映画会ボランティア（当日・準備）

相宮 陽子、阿部 有希、伊藤 寛子、伊藤 美希、内堀、海藤、柏木 伊吹、勝河 恵、加藤、川村 庸子、小池 徹、佐戸 聡美、佐藤 晶子、塩瀬 正明、重松 敏子、白鳥 秀行、菅原 萌衣、千田 恭子、タク キンヘイ、瀧瀬 泉実、ダフネ アロンソン、玉川 朝恵、仲川 琴香、長久 佳菜子、野田 絵理、半澤 美波、樋口 茜音、平田 聡美、廣田 幸毅、細井 純子、細矢 次子、牧野 友美、松岡 直子、松下、松本 朋子、三上 登與子、宮里 里佳子、三山 菜、森 恭子、柳内 佳久子、山岸 真穂、山口 航平、山口 由紀、山本 香子、山本 進三、横山 絢子、吉本 智子

チャリティバザーへの手作り品ご提供者

秋元 優子、糸井 直子、小川 美千子、小田部 京子、木村 千草、佐藤 晶子、椎名 康恵、白鳥 和美、竹田 薫、成島 昌子、仁木 香織、野田 絵理、橋爪 美佳、東 俣子、平岡 きよ子、松本 基子、三上 登與子、宗岡 美絵子、山田 綾子、山本 和子、吉岡 美佐子、吉永 弘子、匿名希望

IX お知らせ

2016年7月1日、大森邦子前常務理事の退任にともない、後任として石川美絵子が就任いたしました。



このたび社会福祉法人日本国際社会事業団の常務理事を退任し、評議員に就任いたしました。常務理事在任中は格別のご懇情を賜りありがとうございました。ここに謹んで厚く御礼申し上げます。

なお後任には石川美絵子が就任いたしましたので、私同様何卒よろしくお引立てのほどお願い申し上げます。

大森邦子



このたび大森邦子の後任として常務理事に就任いたしました。身に余る大役ですが、職責を果たすため力の限り努力してまいります。前任者同様、格別のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

石川美絵子

略歴：津田塾大学学芸学部国際関係学科卒業。民間研究所、企業に勤務する傍ら、人道支援に関するボランティア活動に従事。2010年 ISSJ のスタッフとなる。2013年から1年以上にわたり、法務大臣の諮問機関である第6次出入国管理政策懇談会、難民認定制度に関する専門部会の委員を務めた。日本社会事業大学社会福祉士養成課程修了。2015年に社会福祉士として登録。



社会福祉法人 日本国際社会事業団 (ISSJ) 2016年度事業報告

2017年9月30日発行

発行：社会福祉法人 日本国際社会事業団

International Social Service Japan (ISSJ)

発行責任者：常務理事 石川 美絵子

発行所：〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2 御茶の水 K&K ビル3F

TEL：03-5840-5711(代) FAX：03-3868-0415

E-mail：issj@issj.org URL：www.issj.org

◆ 会員、寄付募集 ◆

ISSJ の活動は、個人や法人の皆様からの会費・ご寄付や助成金によって支えられています。会員として継続的に ISSJ をご支援いただく方法と、ご寄付で活動を支えていただく方法があります。皆様からのご支援が、ISSJ の相談者を支えています。

■ 会員になる

ご入会いただいた方に、事業報告書および年2回のニュースレター、イベントのご案内をお送りいたします。会員登録をご希望の方は入会資料をお送りいたしますので、下記の連絡先までお問い合わせください。（当法人のウェブサイトからも申込用紙をダウンロードできます。http://www.issj.org/supportus）。

団体会員（年会費）	一口	100,000円
団体賛助会員（年会費）	一口	50,000円
個人会員（年会費）	一口	5,000円

■ 寄付をする

いただいたご寄付は、ISSJ を通じて、家庭を必要とする子どもたちや支援が必要な難民のために使われます。

「一般寄付」…………… 任意の金額をご寄付いただけます

子どもたちを支える活動を応援！

「ISSJ 子どもサポーター」…… 一口 10,000円 年2回のニュースレターをお送りいたします

ISSJ の活動全体を応援！

「ISSJ 応援団」(個人) …… 一口 50,000円 ニュースレターおよびチャリティ映画会&バザーの参加券をお送りいたします
(団体) …… 一口 100,000円



会費、寄付については税法上の優遇措置（所得税、法人税、相続税）が適用されます。

お振込先 ●ゆうちょ銀行
001190-7-64911
●三菱東京 UFJ 銀行
中目黒支店 普通 0397932
加入者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

◆ ボランティア大募集 ◆

ISSJ の活動をお手伝いいただける方を募集しています！

- ◇ イベントの企画・準備・運営
- ◇ 通訳・翻訳
- ◇ 一般事務
- ◇ 難民・難民申請者の同行支援
- ◇ 広報（デザインやウェブサイトでの情報発信）

◆ お問い合わせ ◆

社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan
〒113-0034 東京都文京区湯島1-10-2
御茶ノ水 K&K ビル3階
Tel: 03-5840-5711 Fax: 03-3868-0415
Email: issj@issj.org
URL: http://www.issj.org/